社団法人　長崎県雇用支援協会定款

第１章　総　　則

（名　称）
第１条　この法人は、社団法人長崎県雇用支援協会（以下「協会」という。）という。

（事務所）
第2条　協会は、事務所を長崎市出島町１番14号に置く。

（目　的）
第３条　協会は、中高年齢者、障害者及び若年労働者の雇用の安定･確保等に関する事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と本県産業の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第4条　協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）中高年齢者の雇用の安定・確保等に関する事業
（２）障害者の雇用の安定・確保等に関する事業
（３）若年労働者の雇用の安定･確保等に関する事業
（４）雇用問題についての広報、啓発に関する事業
（５）雇用問題についての情報･資料収集及び提供並びに調査･研究に関する事業
（６）雇用問題に関するセミナー、講習会等の開催に関する事業
（７）雇用管理、賃金管理及び安全衛生管理に関する相談、指導及び援助に関する事業
（８）雇用に関する相談、指導及び援助に関する事業
（９）独立行政法人高齢･障害者雇用支援機構等からの事業の受託
（10）その他協会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

（会　員）
第5条　協会の会員は、本会の趣旨に賛同する県内に事業所を置く事業主及び事業主団体並びに個人（これに順ずるものを含む。）とする。
第６条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

（会　費）
第7条　会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（資格の喪失）
第8条　会員は、次の事由によって会員たる資格を喪失する。
(1)　退会したとき。
(2)　除名されたとき。

（3）　禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
（4）　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

（退　会）
第 9 条　会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。
２　会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

（除　名）
第 10 条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。
(1) 本会の名誉をき損し、又はこの定款に反する行為をしたとき。
(2) 会費を 2 年以上納入しないとき。

（議決権及び選挙権）
第 11 条　会員は、各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

（会費等の不返還）
第 12 条　会員が既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

（届　出）
第 13 条　会員は、名称、代表者の氏名又は事務所の所在地を変更したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

第3章　役　員　等

（役　員）
第 14 条　協会に、次の役員を置く。
(1) 会　長　　1 人
(2) 副会長　　3 人以内
(3) 理　事　　(会長、副会長、専務理事を含む)20 人以上 30 人以内
(4) 監　事　　2 人

（役員の選任）
第 15 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　会長及び副会長は、理事の中から理事会において互選する。
３　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）
第 16 条　会長は、協会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
４　監事は、民法第 59 条の職務を行う。
（役員の任期）

第 17 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠（又は増員）により選任された役員の任期は、前任者（又は現任者）の残任期間とする。
２　役員は、再任されることができる。
３　役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

（役員の解任）
第 18 条　役員で、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

（役員の報酬）
第 19 条　削　除

第４章　会　　議

（種　別）
第 20 条　協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

（構　成）
第 21 条　総会は、会員をもって構成する。
２　理事会は、理事をもって構成する。

（機　能）
第 22 条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
(1)　事業計画及び収支予算の決定
(2)　事業報告及び収支決算の承認
(3)　その他協会の運営に関する重要な事項
２　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
(1)　総会の議決した事項の執行に関すること。
(2)　総会に付議すべき事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）
第 23 条　通常総会は、毎年 1 回 5 月に開催する。
２　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の 5 分の 1 以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
３　理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（招　集）
第 24 条　会議は、会長が招集する。
２　会議を招集するには、構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びにその会議の日時及び場所を記載した文章をもって、少なくとも開会の日の 7 日以上前に通知しなければならない。

（議　長）
第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。
２　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）
第 26 条　会議は、総会においては会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

（議　決）
第 27 条　総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。
２　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

（書面表決等）
第28条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

（議事録）
第 29 条　会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　会議の日時及び場所
(2)　会員又は理事の現在数
(3)　会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
(4)　議決事項
(5)　議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章　顧問、参与及び専門委員会

（顧問及び参与）
第 30 条　協会に、顧問及び参与を置くことができる。
２　顧問及び参与は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
３　顧問は、協会の運営に関し、意見を述べることができる。
４　参与は、協会の業務に関し、助言することができる。

（専門委員会）
第 31 条　協会に、業務の実施に必要な事項に関する調査･研究及び審議を行うため、専門委員会を設けることができる。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第 32 条　協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された財産

(2)　会費

(3)　補助金

(4)　寄付金品

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の管理）

第 33 条　協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て別に定める。

（経費の支弁）

第 34 条　協会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算及び決算）

第 35 条　協会の収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、総会の日までは前年度の予算を基準として執行する。

２　協会の収支決算は、年度終了後 2 ヶ月以内に、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第 36 条　協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 37 条　この定款は、総会において会員の 3 分の２以上の同意を得、長崎県知事及び長崎労働局長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散及び残余財産の処分）

第 38 条　協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散することができる。

２　総会の議決により解散する場合は、会員の 3 分の２以上の同意を得なければならない。

３　解散に伴う残余財産は、総会の議決を得、長崎県知事及び長崎労働局長の認可を受けて、協会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第８章　事 務 局

（事務局）

第 39 条　協会に、その事務を処理するための事務局を置く。

２　事務局に、会長が任命する事務局長及び職員を置くことができる。
３　職員の給与その他事務局の運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第９章　雑　則

(委　任)
第 40 条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附　　則

１　この定款は、協会の設立認可のあった日から施行する。

２　協会の設立当初の役員は、第 15 条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 58 年 3 月 31 日までとする。

３　協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 22 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号並びに第 35 条第 1 項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

４　協会の設立当初の会計年度は、第 36 条の規定にかかわらず、協会の設立許可のあった日から昭和 57 年 3 月 31 日までとする。

５　協会の設立により、長崎県雇用対策協会連合会の一切の財産は、協会が承継する。

附則　この定款は、平成 12 年　5 月 30 日一部改正、平成 12 年 6 月 28 日から施行する。

附則　この定款は、平成 16 年　5 月 28 日一部改正、平成 16 年 6 月 14 日から施行する。

附則　この定款は、平成 17 年　5 月 23 日一部改正、平成 18 年 4 月　1 日から施行する。

附則　この定款は、平成 18 年　6 月　8 日一部改正、平成 18 年 6 月　8 日から施行する。

附則　この定款は、平成 19 年　6 月　8 日一部改正、平成 19 年 6 月　8 日から施行する。